

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	iシェアーズ JPX日経400 ETF
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）について、申込時間に関する約款変更に伴い記載事項に変更がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（4）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後3時30分までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*2}所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

*1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

*2 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（以下省略）

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*2}までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*3}所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

*1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

*2 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

*3 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（以下省略）

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1)～(3) (省略)

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後3時30分までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5)～(11) (省略)

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後3時30分以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13)～(18) (省略)

< 訂正後 >

(1)～(3) (省略)

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*}までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5)～(11) (省略)

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13)～(18) (省略)

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

2【換金（解約）手続等】

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

< 訂正前 >

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後3時30分までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b.～j. (省略)

k. 指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後3時30分以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l.～v. (省略)

< 訂正後 >

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後3時30分^{*}までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b.～j. (省略)

k．指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l．～v．（省略）

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

(3) 受益権の買取り（買取請求制）

< 訂正前 >

a．指定参加者は、次の1．と2．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後3時30分までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2．の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

b．～e．（省略）

< 訂正後 >

a．指定参加者は、次の1．と2．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後3時30分^{*}までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2．の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

b．～e．（省略）